

被保険者証等に記載された「枝番」は、レセプトの「番号」項目に記録（記載）されないようお願いいたします。
なお、「枝番」の記載がない証を持参された場合は、「枝番」の記録（記載）なし*での請求が可能です。

※令和3年9月診療（調剤）以降の電子レセプトについては、レセプトの受付時に、審査支払機関において行う資格確認により「枝番」を補記したうえで保険者等へ送付いたします。

被保険者証に「枝番」が記載されていた場合も、現時点では、電子レセプトに記録する必要はありません。令和3年9月診療（調剤）以降分から記録していただきますようお願いいたします。

令和3年8月診療（調剤）以前分についても、レセプトコンピュータ等が改修され、「枝番」項目が設けられた場合は、記録可能です。

被保険者証の記載例

健康保険被保険者証

保険者番号:06139999

記号:1 番号:234 (枝番)00

氏名:資格 太郎

生年月日:平成2年3月4日

レセプトへの記録

正しい記録

「記号」項目の記録… 1

「番号」項目の記録… 2 3 4

「枝番」項目の記録…令和3年8月まで不要（又は 00）



誤った記録

「記号」項目の記録… 1

「番号」項目の記録… 2 3 4 0 0

又は

2 3 4 (枝番) 0 0



現在、多くのレセプトコンピュータにおいて、「枝番」の入力に対応するための改修等が完了していないためと考えられますが、「番号」項目に番号と枝番を続けて記録されている事例が見受けられます。

Change, Challenge, Chance



社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

【本件に関するお問合せ先】

社会保険診療報酬支払基金千葉支部

事業管理課

☎043-386-8291

国民健康保険中央会

【本件に関する問い合わせ先】

千葉県国民健康保険団体連合会

管理課審査システム係

☎043-254-7310